

制 度 名	荒廃農地利活用促進交付金	主管課名	農業経営課 基盤強化 G												
		問合せ先	029-301-3833												
目的・趣旨	農業者や農業者組織等が、荒廃農地を引き受けて作物生産を再開するために行う、再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援する。														
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 荒廃農地の再生・利用活動</p> <p>[補助要件等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農振農用地区域内の農地であること</li> <li>・再生農地において、5年間以上耕作を行うこと</li> </ul> <p>[対象経費]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荒廃農地の再生作業・発生防止（雑木の除去等）や土壌改良（土づくり等）に要する経費</li> <li>・基盤（暗きょ・農道等）の整備費</li> <li>・農業用機械・施設（収穫機やハウス等、リース方式）の整備費</li> <li>・農業体験施設の整備費</li> <li>・営農定着に要する経費（種代等）</li> </ul> <p>ただし、米及び水田の直接支払交付金の支援対象外の場合に対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営展開（加工・販売の試行等の取組）に要する経費</li> </ul> <p>[補助の内容等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生作業・発生防止 1号遊休農地：農地の再生費用が10万円/10a以上相当の場合に、5万円/10aを補助 2号遊休農地：農地の再生費用が4万円/10a以上相当の場合に、2万円/10aを補助 ただし、重機等を用いた再生作業の場合は、再生経費の1/2を補助 ※再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合、助成単価を2割加算 中山間地域において実施する場合、優遇措置あり</li> <li>・土壌改良、営農定着 2.5万円/10aを補助</li> <li>・施設等補完整備（基盤整備、農業用機械・施設の整備、農業体験施設の整備）、経営展開 1/2を補助</li> </ul> <p>※いずれの事業においても総事業費200万円を上限とする。</p> <p>[経費負担割合]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荒廃農地等利活用促進交付金</td> <td>10/10</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>[30年度当初予算] 29,125千円</p> <p>[30年度補助対象団体] 44市町村</p> <p>[備考] 補助の流れ</p> <pre> graph LR   A[国] -- 配分交付 --&gt; B[都道府県]   B -- 交付 --&gt; C[市町村]   C -- 交付 --&gt; D[取組主体]   </pre>						区 分	国	県	市町村	その他	荒廃農地等利活用促進交付金	10/10	—	—	—
区 分	国	県	市町村	その他											
荒廃農地等利活用促進交付金	10/10	—	—	—											